# ANDERSON MÖRI & TOMOTSUNE

2015年11月17日

# **AMT CHINA LEGAL UPDATE**

# **CONTENTS**

# I 中国相談室

外資による中国向けのネット通販の方法・規制

上海オフィス顧問 鄧 翌雲/弁護士 若林 耕

# Ⅱ 中国法令アップデート

- 国務院による国有企業混合所有制経済の発展に関する意見
- 上海市物価局による「中国(上海)自由貿易試験区中小企業独占協定免除に関する指導 意見(試行)」の公布に関する通知
- インターネット予約タクシー経営サービス管理暫定弁法(意見募集稿)
- 国務院法制弁公室による「『中華人民共和国保険法』の改正に関する決定(意見募集稿)」 の公開意見募集に関する通知
- 工商行政管理総局弁公庁による総局の企業名称審査確認の全過程電子化の実行に関す る涌知
- 建設プロジェクト環境影響評価資格管理弁法
- 国務院による市場参入ネガティブリスト制度の実行に関する意見
- クラウドストレージサービスの著作権秩序の規範化に関する通知
- 国家発展改革委員会による「価格認定規定」の印刷配布に関する通知
- 医療器械使用品質監督管理弁法
- 危険化学品環境管理登記弁法(修正意見募集稿)
- 商務部による一部の規則及び規範性文書の改正に関する決定

# Ⅲ 中国万感

~コンプライアンスの波~ 弁護士 森脇 章

# I 中国相談室

上海オフィス顧問 鄧 翌雲 弁護士 若林 耕

# 外資による中国向けのネット通販の方法・規制

# 質問:

中国でインターネット通販ビジネスを考えているのですが、どのような方法・規制があるのでしょうか。

# 回答:

### I. 拡大する中国ネット通販市場

中国のネット通販市場は 2014 年で日本の 5 倍にあたる約 50 兆円であり、今後も拡大していくことが見込まれる。毎年 11 月 11 日(「双 11 の日」)は「お一人様の日」としてネット通販では大セールイベントが行われることが恒例化しているが、今年アリババグループは、24 時間で日本円にして 1 兆 7600 億円を売り上げたと公表したのが記憶に新しい。

#### Ⅱ. 中国におけるネット通販の形態

外国企業が中国においてネット通販を行おうとする場合、主として以下の方法が考えられる。

- 1. 中国でネット通販会社を設立する方法
  - ① 自社製品<sup>1</sup>を自社のECプラットフォームを利用してネット通販する場合(Gap等)
  - ② 自社の EC プラットフォームを利用して取引先のためにネット販売サービスを提供する場合(淘宝、アマゾン等)
- 2. 中国の既存 EC サイト(淘宝、アマゾン等)に出店する方法(現地中国法人が出店するケース、 外国企業自身が出店するケースがある)
- 3. (中国でネット通販会社等を設立せず)外国から中国向けに通販する方法

以下、外国企業が中国でネット通販を行う際にライセンス上の大きな障害となり得る電信業規制 (ICP ライセンス、ICP 届出等)を概観したうえで、上記方法に関する具体的な規制をみていきたい。

#### Ⅲ. ネット通販の壁となり得る電信業規制

1. ICP ライセンスとは

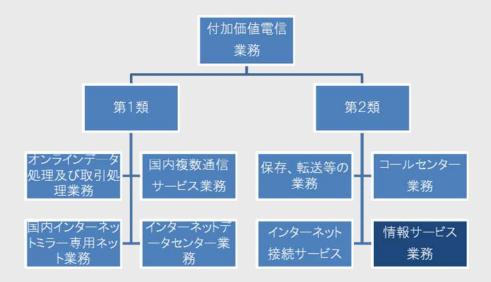
外資企業が中国でネット通販を行うことを検討する場合、避けては通れない障壁となり得るのが中国の電信業規制<sup>2</sup>である。同規制の対象となる電信業務とは、「基礎電信業務」と「付加価値電信業務」に分けられる。「基礎電信業務」とは、公共ネットワークのインフラ、公共データ伝送及び基本音声通信サービスを指し、「付加価値電信業務」とは、公共ネットワークのインフラを利用して提供される電信及び情報サービス業務を指す<sup>3</sup>。「付加価値電信業務」は、更に以下の表のように区

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 純粋な自社製品に限らず、他社製品の場合でも自己の名義でネット販売する場合も含む。例: Watsons、カルフール

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 具体的には、「電信条例」、「インターネット情報サービス管理弁法」、「電信業務経営許可管理弁法」、「外商投資電信企業管理規定」等の法令で構成される。

<sup>3</sup> 電信条例第8条

分されており、この中の「情報サービス業務<sup>4</sup>」がネット通販と密接に関連するもので、ネット通販の 形態によっては、後述するように、インターネット情報サービスの経営許可証(俗に「ICP ライセン ス」といわれる。)を取得することを義務付けられる場合がある<sup>5</sup>。



#### 2. 「インターネット情報サービス」の分類(経営性・非経営性)

経営性インターネット情報サービスを提供する場合には、ICP ライセンスを取得することが義務付けられ、一方、非経営性インターネット情報サービスを提供するに過ぎない場合には、(ICP ライセンスの取得までは必要ではなく)ICP 届出を行うことで足りるとされている。なお、後述するように、外商投資企業(外資系企業)が ICP ライセンスを取得することは実務上極めてハードルが高いが、ICP 届出は特段難しいものではない。そのため、経営性・非経営性の区別がポイントとなるが、経営性・非経営性の情報サービスの詳細な区分については以下のように定められている7。

# 経営性情報サービス

- ✓ 閲覧情報は通常は無料
- ✓ 有料なのは、ネット上の広告、ページの 制作代理、サーバレンタル、特定情報 の有料提供、電子コマース等
- ✓ ウェブサイトを利用して直接利益をあげる
- ✓ ICP ライセンスの取得が必要

#### 非経営性情報サービス

- ✓ 公開性、享受性のある無償情報提供
- ✓ 無料、又はコスト相当分の費用のみ徴 収
- ✓ ウェブサイトを利用して直接利益をあげるものではない
- ✓ 典型的には、企業情報サイト、業務/ 製品の宣伝サイト等
- ✓ ICP 届出が必要

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup>「情報サービス業務」とは、主にコンテンツサービス、娯楽/ゲーム、商業情報、位置情報探索等のサービスを含む(「電信業務分類目録」)。

<sup>5</sup> なお、ICP ライセンス以外にも、対象商品/サービスによって、取得が必要な許可が存在する可能性がある。例えば、音楽、ゲーム等のダウンロードサービスを有償で行う場合、文化部から「ネットワーク文化経営許可証」を取得する必要もある。更にネット販売商品が薬品を含む場合、薬品監督管理部門から必要な許可証を取得する必要がある。

<sup>6「</sup>インターネット情報サービス管理弁法」第4条

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup>「情報産業部によるインターネット情報サービス電子公告サービス認可管理業務を更に進めることに関する通知」

#### Ⅳ. 具体的な規制

- 1. 中国でネット通販会社を設立する方法
  - ① 自社製品を自社のECプラットフォームを利用してネット通販する場合(Gap等)
    - ▶ ネット通販は企業の販売行為の延長とみなされ、既に設立登記されている外商投資 企業は改めて商務部門の許認可を受ける必要はない<sup>8</sup>。この場合、自社のECプラットフォームを利用して直接ネット通販を行うことが可能である。
    - 電信業規制との関連では、上記の非経営性情報サービスを行うに過ぎない場合には、現地の電信管理部門に ICP 届出を行う必要がある。
    - ➤ 経営性・非経営性の区分において、一定のグレーゾーンが存在する。例えば自社の EC プラットフォームを利用して他社のための広告サービスを提供するような場合等 には、経営性情報サービスであるとして、ICP ライセンスの取得までが求められる可能 性があるので留意が必要である。
  - ② 自社の EC プラットフォームを利用して取引先のためにネット販売サービスを提供する場合 (淘宝、、アマゾン等)
    - ▶ 外商投資企業がECプラットフォームを利用したネット販売サービスの提供まで行おうとする場合、電信業規制との関連では、ICPライセンスを取得しなければならない。
    - ▶ ICP ライセンスの取得には、合弁形態(外国投資者の出資比率は 50%を超えないこと)が要求されている他、最低登録資本規制<sup>9</sup>等の条件が設定されている<sup>10</sup>。
    - ➤ 工業情報化部の ICP ライセンスの審査基準は不透明であり、毎年ライセンスを付与される外商投資企業は極めて限定的である。 同部の最新の公表結果によれば、2015 年にライセンスを付与されたのは 3 社、2014 年に至っては 2 社のみ、2013年は 12 社だけであった。
    - ➤ このような外商投資企業による ICP ライセンスの取得難度の高さから、VIE スキーム 11が利用されるケースもあるが、かかる VIE スキームの合法性は担保されておらず、 将来的に同スキームを利用したビジネスが法令等により制限を受ける可能性は残る。
- 2. 中国の既存ECサイトに出店する方法(現地中国法人が出店するケース、外国企業が出店するケースがある)
  - ▶ 例えば、淘宝の提供する EC サイトに出店して、自社製品を販売するケースが考えられる。
  - ▶ 中国現地法人が出店する場合、同企業の経営範囲には「インターネット小売」の文言を 追加する必要がある。
  - ➤ 電信業規制との関係では、第三者の EC サイトを利用しているに過ぎないので、基本的に電信業規制を受けることはない(ICP ライセンスの取得又はICP 届出は不要と考えられる)。
  - ► EC サイトによっては、中国企業が保証人となれば、外国企業自身が同 EC サイトに出店できる場合もあるが、中国法人が出店することが一般的である。
- 3. (中国でネット通販会社等を設立せず)外国から中国向けに通販する方法
  - ▶ 中国向けに中国語で通販サイトを運営する場合、原則として上記のような中国の法令の適用を受ける可能性は低い。

<sup>8「</sup>インターネット商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法」、「外商投資インターネット、自動販売機方式販売プロジェクト審査許可管理の関連問題に関する通知」

<sup>9</sup> 省、自治区、直轄市内で経営する場合:100 万元

全国又は省、自治区、直轄市をまたがって経営する場合:1000 万元

<sup>10「</sup>外商投資電信企業管理規定」

<sup>11</sup> Variable Interest Entities の略。外国企業が中国に設立した 100%独資企業が ICP ライセンス等を保有する中国国内企業を諸契約でコントロールし、利益を吸い上げる仕組みをいう。

▶ ネット通販に関するサーバは外国にあると思われるため、中国政府の判断等により中国 から同ウェブサイトへのアクセスが遮断等される可能性はある。

以上

# Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

弁護士 濱本 浩平 上海オフィス顧問 鄧 翌雲

上海オフィス顧問 繆 媛媛

弁護士 横 井 傑

弁護士 唐沢 晃平

# 最新中国法令の解説

### <国有企業改革>

# 国務院による国有企業混合所有制経済の発展に関する意見

[ポイント] 国有企業改革を推進するために、本年9月13日に「国有企業改革の深化に関する指導意見」(指導意見)が公表されていたが、本意見は指導意見に基づき、「国有企業混合所有制」の推進につき更に具体的な方針を定めるものである。本意見は、本推進にあたり、民間資本や外資が国有企業の組織変更・再編等に参与することを奨励する一方、外資導入の安全審査体制の整備を進めることも規定している。

2015年9月23日公表(国発[2015]54号)

[原文] 国务院关于国有企业发展混合所有制经济的意见

# <独占禁止法>

上海市物価局による「中国(上海)自由貿易試験区中小企業独占協定免除に関する指導意見(試行)」の公布に関する通知

[ポイント] 本指導意見は、試験区内の中小企業を対象とした独占協定禁止の適用除外につき規定するものである。具体的には、中小企業が上海市において独占禁止法に基づく調査を受けた場合に、独占協定を行ったいずれかが試験区内で登録されており、関連市場が上海である場合、本指導意見に基づき適用除外の申請を行うことができる。

2015年9月23日公布、同日施行(滬価検[2015]13号)

[原文] <u>上海市物价局关于印发《中国(上海)自由贸易试验区中小企业垄断协议豁免指导意见(试行)》的通知</u>

#### <道路運輸>

#### インターネット予約タクシー経営サービス管理暫定弁法(意見募集稿)

[ポイント]「専車」サービス(自動車配車サービス)に対して規制を行う法令の意見募集稿である。オンライン配車サービスはここ数年で急速に広まっている。本弁法では①配車サービスの提供者につき「道路運輸経営許可証」、②サービスを提供する車両につき「道路運輸証」、③運転手に付き「道路運輸従業人員従業資格証」の取得が必要とされている。また、実際にオンライン配車サービスを提供するためには別途電信業務に関する規制(ICP 許可証等)を受けることが明示されている。現在オンライン配車サービスを提供する法人は道路運輸業に関する認可を取得せず単にICP 許可証のみを有する場合や、自家用車によるサービス提供がなされている場合もあると思われるが、今後は上記①-③の取得が必要となる関係で、サービス提供のコストが上昇することが予想される。

(意見募集期間:2015年10月10日~11月9日)

[原文] 网络预约出租汽车经营服务管理暂行办法(征求意见稿)

#### <保険>

# 国務院法制弁公室による「『中華人民共和国保険法』の改正に関する決定(意見募集稿)」の公 開意見募集に関する通知

[ポイント] 本意見募集稿は、近年の規制緩和・事後規制の強化の流れに沿って、複雑化する現代の保険業務に適合するため、特に業法部分を中心として保険法を大幅に改正するものである。主な改正点としては、保険会社の業務範囲の拡大(人身保険への年金保険の追加)、消費者権益の保護、保険資本の開放(資本保証金の比率の逓減・上限の規定、自社保有保険料規制の撤廃、資金調達方法の拡大等)、払戻能力監督管理制度の強化(資本金分割管理制度等)等が挙げられる。本改正が成立すれば、保険業の運営に大きな影響を与えるため、今後の改正動向が注目される。

(意見募集期間:2015年10月14日~11月14日)

[原文] <u>国务院法制办公室关于《关于修改〈中华人民共和国保险法〉的决定(征求意见稿)》</u> 公开征求意见的通知

### <企業名称審査確認>

# 工商行政管理総局弁公庁による総局の企業名称審査確認の全過程電子化の実行に関する通知

[ポイント] 2015 年 11 月 1 日より、企業名称審査確認手続のうち国家工商総局によるものの全プロセスが電子化される。会社の設立や商号変更をする場合、工商部門において企業名称の事前審査確認手続を経なければならないが、特に外商投資企業が企業所在地の行政区画名を名称中に含まない商号を申請する場合や名称の途中に「(中国)」という文字を使用する商号を申請する場合などの一定の場合においては北京の国家工商総局の審査確認を経る必要がある。今後は、従来であれば北京の国家工商総局まで出向いて申請書類を提出し、審査確認通知書を受け取らなければならなかったようなケースについても、ウェブ上で(場合によっては現地の企業登記機関の窓口で)申請書類を提出し、現地の企業登記機関から国家工商総局の審査確認通知書を受け取れるようになる。

2015年10月12日公布(弁字[2015]142号)

[原文] 工商总局办公厅关于实行总局企业名称核准全程电子化的通知

#### <環境アセスメント>

#### 建設プロジェクト環境影響評価資格管理弁法

[ポイント] 中国における環境アセスメント制度に関しては、従前より全国の環境影響評価機構の技術上のレベルの低さや管理体制の不備、環境評価のプロセスにおける不正行為・違法行為の蔓延が問題視されていた。本弁法と同名称の弁法は従前より存在しており、環境影響評価機関に対する管理体制等が定められていたが、今回施行される新弁法は、前述のような背景から、環境影響評価に関する管理体制をより強化し、環境影響評価の品質向上及び秩序維持を図るべく、旧弁法の内容を修正している。11月1日の本弁法の施行により、旧建設プロジェクト環境影響評価資質管理弁法は廃止される。

2015年9月28日公布、2015年11月1日施行(環境保護部令第36号)

[原文] 建设项目环境影响评价资质管理办法

#### <市場参入規制>

#### 国務院による市場参入ネガティブリスト制度の実行に関する意見

[ポイント] 本意見によると、市場参入ネガティブリスト制度が、2015 年 12 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日まで一部の地域で試行されたのち、2018 年から全国で統一の制度として正式に実行される。現在、上海、広東、天津、福建の自由貿易試験区においては、外商投資に対するネガティブリスト管理が実施されているが、同様の管理モデルが全国規模に拡大される。また、今回新設される市場参入ネガティブリスト制度は、国外からの投資のみならず国内における投資も対象とす

るものである。報道によれば、本制度はまず各自由貿易試験区の所在地である上海、広東、天津、 福建の4地域において試行されるが、試行地域は順次拡大される予定である。

本意見によると、市場参入ネガティブリスト制度とは、国務院が作成するリストに中国国内で投資経営を禁止及び制限する業種、分野、業務等を列挙し、各級政府が法律に基づき関連する管理措置を行う制度設計をいう。リストに掲載されていない業種、分野、業務等については、各種の市場の主体が法に基づき平等に参入することが認められる。

市場参入ネガティブリストには、参入禁止類と参入制限類が設けられる。参入禁止類については 市場主体による当該市場への参入が認められない。参入制限類については、市場主体が申請を 行い行政機関が法令に基づき参入の可否の判断を行う形か、あるいは、市場主体が政府により 定められた参入条件及び参入方式に従う形で、市場への参入が行われる。国内外の投資家に統 一的に適用される市場参入ネガティブリストのほかに、海外投資家の対中投資経営行為に適用さ れる外商投資ネガティブリストも作成されるとされている。本制度の適用対象は、各種の市場主体 が自発的に行う新規投資、拡大投資、M&A投資等の投資経営行為及びその他の市場参入行為 である。

市場参入ネガティブリストは国務院が統一的に制定し公布するが、地方政府による調整が必要な場合は、省級人民政府が国務院に報告して認可を受ける。

市場参入ネガティブリスト制度は、今後、中国における投資活動を行う上で検討が必須となることが見込まれるため、今後発表されるリストの内容を含め、今後の動向が非常に注目される。 2015年10月19日公布(国発[2015]55号)

[原文] 国务院关于实行市场准入负面清单制度的意见

# くクラウドストレージサービス>

# クラウドストレージサービスの著作権秩序の規範化に関する通知

[ポイント] 本通知は、中国でも近年利用が進んでいるクラウドストレージサービスに関する著作権 等を規範化するものである。 具体的には、クラウドストレージサービス業者に対し、著作権を侵害する作品のアップロード、シェアの防止について有効な技術措置を講じること等を義務付けている。 2015 年 10 月 14 日公布、同日施行(国家著作権局)

[原文] 关于规范网盘服务版权秩序的通知

#### <価格認定>

#### 国家発展改革委員会による「価格認定規定」の印刷配布に関する通知

[ポイント]「価格認定」とは、紀律違反事件、行政訴訟事件、行政徴収事件、国家賠償事件等において、ある価格が不明である場合又は価格に争いがある場合に、関連する機関の申し出により、県級以上の人民政府の価格主管部門が設ける価格認定機構が、市場の競争原理によって価格が形成されている有形製品、無形資産及び各種有償サービスについて、価格の確認を行うという制度である。「価格認定規定」は、価格認定のプロセス等の制度の基本的な事項を定めたものであり、価格認定機構の認定人員数は2名を下回ってはならないこと、価格認定機構は原則として受理から7営業日以内に価格認定の結果を出さなければならないこと、価格認定を申し出た機関が価格認定の結果に異議がある場合には上級機関に再確認を求めることができること等が定められている。

2015年10月8日公布、2016年1月1日施行(発改価格[2015]2251号) [原文] 国家发展改革委关于印发《价格认定规定》的通知

#### <医療機器>

### 医療器械使用品質監督管理弁法

[ポイント] 本弁法は、医療器械の使用段階の品質の監督管理を定めた規定である。医療機器の購入、検収、使用、メンテナンス、譲渡に関する規制、監督管理制度等が規定されている。 2015年10月21日公布、2016年2月1日施行(国家食品薬品監督管理総局令第18号) [原文] 医疗器械使用质量监督管理办法

#### く環境>

#### 危険化学品環境管理登記弁法(修正意見募集稿)

[ポイント] 危険化学品の製造・使用については安全生産監督管理部門と環境保護部門によりそれぞれ規制されるが、本弁法(パブコメ段階)は、環境保護部門による「危険化学品環境管理登記」制度を改正するものである。本弁法では①そもそも登記が必要とされる危険化学品の「製造」及び「使用」について定義が置かれると共に、②登記が義務づけられる数値基準が明示されている点が注目される(現行法では単に「危険化学品を製造・使用する企業」につき登記が必要とされている。)。

(意見募集期間:2015年10月19日~11月30日)

[原文] <u>关于征求《危险化学品环境管理登记办法(修订征求意见稿)》及其配套文件修订</u> 稿意见的函

#### <外商投資等>

## 商務部による一部の規則及び規範性文書の改正に関する決定

[ポイント] 商務部が所管する 29 の部門規則及び規範性文書について、最低資本金や実収資本に関する要件を廃止する等の修正を行うものである。今回修正がなされたもののうち、外商投資の観点から特に注目すべきものは以下の点と思われる。

0 / E/	は当ならはにてロシ	へらいれる以下の意と思われる。
(1)	外商投資株式有	外商投資株式有限会社設立に関する以下の条件の撤廃。
	限公司	● 最低資本金(3000 万人民元)
		● 外資比率の下限(25%以上)
		● 払込期限の制限(批准証書発行から90日以内)
(2)	外商投資企業国	再投資を行う場合の以下の条件の撤廃
	内再投資	● 登録資本の払込完了
		● 再投資累計額の上限(純資産の 50%以下)
		※国家工商総局の規定(工商外企字[2006]第 102 号)上は適用しないとさ
		れている(i)利益を上げ始めたこと、(ii)違法経営記録がないことという条件は
		残されている。
(3)	外商投資企業の	登録資本の払込みの完了まで合併・分割ができないとの条件を撤廃
	合併·分割	
(4)	外商投資創業投	外商投資創業投資企業に関する以下の条件を撤廃
	資企業	● 最低出資金(非法人:1000万米ドル、法人:500万米ドル。また各出資
		者につき 100 万米ドル)
		● 出資払込期限(5年以内)
		● 減資時に 1000 万米ドル以上の資本の確保
(5)		創業投資管理企業について最低出資金(100万人民元)を撤廃
(5)	外商投資商業企	店舗増加時の登録資本払込完了の条件を撤廃
(0)	業	# 구스된 파송 + 열린 그산 다. 크스트 테크 7 N T 조용 # 요ሎ호
(6)	投資性会社	株式会社形態も選択可能に。また設立に関する以下の条件の撤廃
		● 最低資本金(3000 万米ドル)
		● 出資払込期限(営業許可証発行から2年以内に3000万米ドル以上、
		5年以内に残額の払込完了) ※出資者の資産総額や中国国内法人への投資実績等に関する条件は残さ
		次田貞名の貢産総額や中国国内法人への投資表積寺に関する余件は残されている。
(7)	し担ぐ社。の光	
(/)	上場会社への戦 略投資	中国証券監督管理委員会での審査確認が不要となった。
(8)		   持分出資に関する以下の条件の撤廃
(0)	分出資	● 出資される持分を発行した企業の登録資本の払込完了
	ЛЩЯ	● 持分出資を受ける企業における現物出資割合の上限(70%以下)

# (9) 一部業種の最低 資本金の撤廃

以下の業種について最低資本金を撤廃

- (外資)
- 外商投資ファイナンスリース企業(1000 万米ドル)
- 外商投資国際貨物運送代理企業(100万米ドル)
- 外商投資物流企業(500万米ドル)

#### (内外資共通)

- オークション企業(100万人民元)
- 石油製品卸売企業(3000万人民元)、石油製品倉庫企業(1000万人民元)
- 原油販売企業(1億人民元)、原油倉庫企業(5000万人民元)
- ファクタリング企業(5000万人民元)

2015年10月28日公布、施行(商務部令2015年第2号) [原文] 商务部关于修改部分规章和规范性文件的决定

# ※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】



【コンプライアンスの波】

弁護士 森脇 章

最近、コンプライアンスの講義のレジュメばかり作っている。

勿論、やや誇張した表現だ(もし、本当にそればかりしていたら、上海オフィスは今頃とつくに潰れている)。が、増えていることは確かだ。ときに日本語、ときに中国語、日本人中心の現法社長向け、中国人中心の現法幹部向け、広く浅く話すもの、個人情報保護や商業賄賂、独禁法といった「流行」の論点に絞ったもの、一般的な講義形式のもの、設例をいくつか準備してディスカッションするタイプのもの、政治情勢に絡めたもの、などなど。ご依頼くださる側に明確なコンセプトがあるものもあれば、こちらからいくつか方法を提案して決めるものもある。

私が、仕事で中国に住み始めたのは、1998 年。当時は、コンプライアンスを口にする人は殆どいなかった。この付け届けは賄賂に該当するか否か、と中国の弁護士に聞くと、ほとんどの弁護士が、まず、「それは、ばれないから大丈夫」「それは危ない、ばれる可能性が高い」という類の議論しかせず、中には、「ばれないから当たらない」などという議論をする立派な先生もおられた。また、ニセモノ街にブランド品の偽物を買いに行くのが駐在員の奥さまたちの楽しみの一つであった(当時、我が家でそれを禁止としたところ、家内が奥さまワールドから一時孤立してしまった)。

私が中国においてコンプライアンスに注力し始めたのは 2000 年ころからだ。当時、中国においてコンプライアンスなんてまだまだという企業が多い中で、ある企業の法務部長に導かれるようにして始めた。日本で使っている行動規範を持ってきて、これをローカライズする、ということであったが、そもそも「ばれないようにうまくやる」ということではない、という説明からしなければならないことも少なくなく、手を焼いた。コンプライアンスのなんたるかをあちこちに説いて回った。ある時には、ある会社のすべての中国子会社を回ってレクチャーをした。

次の波は、2010年前後だ。日本企業が欧州や米国で競争法(独禁法)違反を理由に多額の制裁金を課されたり刑罰を科されたりする事例が相次ぎ、さらに発展途上国における贈賄で日本企業(ないしその幹部)が米国でいわゆる FCPA に基づき処罰される事例が出てきた後である。日本の本社対応を一通り行って、今度は中国、というわけだ。このころには、中国においてもコンプライアンス意識は非常に強くなっていて、やりやすくはなっていた。ただ、社内にもコンプライアンスの専門のスタッフ(場合によっては社内弁護士)がいたり、e-learning が発達したり、はたまた、この種のレクチャーをこなせる中国業務専門の弁護士が以前より増加していたこともあり、通り一遍のレクチャーを依頼されることは以前ほど多くはなかった。

それが、ここにきて、再度急増しているというのはどういうことか。いうまでもなく、その背景には、中国における贈収賄摘発事例の増加、独禁法違反取締事件の増加、商業賄賂調査事件の増加、などなどのコンプライアンス違反事例の急増(さらには厳罰化)という事情がある。しかし、それだけであれば、最近の事件動向を若い弁護士が紹介すれば足りる話で、2010年ころの波とそう変わらないはずである。思うに、中国が国力の上昇とともに国家体制や国家統制のあり方について中国色を強める中で、中国におけるコンプライアンスのあり方について、「西洋式」を推し進めるだけでよいのか迷いを感じている日本企業が増えているからではないか、という気がする。確かに、私が中国におけるコンプライアンスに取り組み始めて15年が経ち、西洋的なコンプライアンス意識は、若年中国人スタッフにとってはすでに常識として定着しているとさえいえる。しかし、何年たっても変わらないのはグレーゾーンの広さである。日本や欧米であれば、ハードロー、ソフトローを織り交ぜながらルール化を進めるとともに、先例を公開し、グレーゾーンをなるべく小さくしよう(それにより、人の行動の自由が広がる)という方向にものが進むが、この国では、そうはならない。形の上では、他国に倣ったかのごとく細則をある程度作るが、グレーゾーンはなかなか縮まらない、否、グレーゾーンを温存しようという方向の力が作用しているのではないかと思うほどである。そこで、それはどういう原理に基づいているのか、その場合の究極のリスクマネジメントは如何にあるべきか、という点に関心が集まっているのではないかという気がする。

この波はしばらく続きそうである。

以上

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。 お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(<u>akira.moriwaki@amt-law.com</u>)、中川 裕茂(<u>hiroshige.nakagawa@amt-law.com</u>)又は若林 耕(<u>ko.wakabayashi@amt-law.com</u>)までご 遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、 china-newsletter@amt-law2.com

までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

# 本ニュースレターの執筆担当者:

(東京オフィス) (北京オフィス) (上海オフィス)

森脇章中川裕茂森脇章中川裕茂横井傑濱本浩平若林耕李加弟唐沢晃平楽楽李彬繆媛媛屠錦寧安然鄧翌雲

呉 暁青

# **CONTACT INFORMATION**

### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

#### 東京オフィス

〒107-0051

東京都港区元赤坂一丁目2番7号

赤坂Kタワー

Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: <u>inquiry@amt-law.com</u>
URL: <u>http://www.amt-law.com/</u>

# 北京オフィス(日本安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処)

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京発展大厦 809 室 郵便番号 100004

Tel: +86-10-6590-9060(代表) Email: beijing@amt-law.com

#### シンガポールオフィス(Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP)

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza

Singapore 048619

Tel: +65-6645-1000(代表) Email: <u>singapore@amt-law.com</u>

#### ジャカルタデスク

c/o Roosdiono & Partners The Energy 32nd Floor, SCBD Lot 11A Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53 Jakarta 12190, Indonesia

Tel: +62-21-2978-3888(代表) Email: jakarta@amt-law.com

#### 名古屋オフィス

〒450-0003

愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24番 20号

名古屋三井ビルディング新館 13 階 Tel: 052-533-4770(代表) Email: nagoya@amt-law.com

#### 上海オフィス(日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処)

中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号

上海環球金融中心 40 階 郵便番号 200120

Tel: +86-21-6160-2311(代表) Email: shanghai@amt-law.com

#### ホーチミンオフィス(HCMC Office)

Kumho Asiana Plaza Saigon, Suite 609A 39 Le Duan Street, District 1

Ho Chi Minh City, Vietnam Tel: +84-8-3822-0724(代表) Email: vietnam@amt-law.com